

様式 1

事業報告書
(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 愛帆会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県長浜市山階町455番地3

(3) 設立認可年月日 平成20年2月5日

(4) 設立登記年月日 平成20年2月21日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	よしだクリニック	2500000414	滋賀県長浜市山階町 455番地3	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和7年7月22日 令和6年度決算書類の承認
- 令和7年7月22日 理事選任の承認
- 令和8年5月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 愛帆会
所在地 滋賀県長浜市山階町 4 5 5 番地 3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和8年5月31日現在)

1. 資 産 額	37,133 千円
2. 負 債 額	3,324 千円
3. 純 資 産 額	33,809 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		32,822
B 固 定 資 産		4,311
C 資 産 合 計 (A + B)		37,133
D 負 債 合 計		3,324
E 純 資 産 (C - D)		33,809

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 愛帆会
所在地 滋賀県長浜市山階町 4 5 5 番地 3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	32,822	I 流 動 負 債	3,324
II 固 定 資 産	4,311	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	3,016	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	687	負 債 合 計	3,324
3 そ の 他 の 資 産	608	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	24,809
		(うち代替基金)	
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	33,809
資 産 合 計	37,133	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,133

様式 4 - 2

法人名 医療法人 愛帆会
所在地 滋賀県長浜市山階町 4 5 5 番地 3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		77,409
2 事業費用		74,778
	事業利益	2,631
II 事業外収益		496
III 事業外費用		0
	経常利益	3,127
IV 特別利益		0
V 特別損失		0
	税引前当期純利益	3,127
	法人税等	79
	当期純利益	3,048

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 愛帆会

理事長 吉田 芳信 殿

私は、医療法人愛帆会の令和7年会計年度（令和7年6月1日から令和8年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年7月30日

医療法人愛帆会

監事 成田 益理